

## 有価証券上場規程に関する取扱い要領

(昭和37. 11. 21実施)

この要領は、有価証券上場規程の解釈、運用などの事務取扱いの要領を定めることを目的とする。

### 1 第2条（申請による上場）第2項関係

(1) 第1項の上場申請に係る株券の取扱いについては、次のa又はbに掲げる株券の区分に従い、当該a又はbに定めるところによる。

#### a 上場申請に係る株券が内国株券である場合

(a) 上場申請に係る株券は、原則として、単一銘柄であって、かつ、当該上場申請に係る株券の数がその発行済株式数と同一であることを要する。

(b) 上場申請に係る株券の発行済のもののうち、一部に上場に適さない株券があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない株券を除く発行済の株券について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない株券を除く発行済の株券の数が上場申請に係る株券の発行済株式数の50%以上であることを要する。

#### b 上場申請に係る株券が外国株券である場合

上場申請に係る株券は、原則として、当該上場申請に係る株券の数がその払込済株式と同数であることを要する。ただし、当該株券の払込済株式のうち、一部に上場に適さない株券があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない株券を除く払込済株式について上場を認めることができるものとする。

(2) 第2項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の支払いその他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。このほか、上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(3) 第3項に規定する「当取引所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。

a 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に該当する新設合併

b 株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に該当する株式移転

c 人的分割である新設分割

(4) 第3項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の支払いその他所要の手続きについては、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(平成13. 4. 1追加、14. 4. 1、15. 4. 1、17. 6. 20、21. 11. 9、24. 6. 8変更)

### 1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係

(1) 第1項に規定する「新規上場申請者」には、当取引所に株券以外の有価証券が上場されている発行者が、株券の上場を申請する場合の当該発行者を含むものとする。

- (2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。
- (3) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する場合は、この限りでない。
- a 新規上場申請者が所有する自己株式の数
  - b 自己株式取得決議を行った場合には、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数
  - c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は交付した自己株式の数
  - d 自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数
- (4) 新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の発行を行っている場合、新株予約権の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は、上場申請に係る株券のほか、原則として、当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。
- (5) 第4号の規定により「発行登録の内容」を記載した場合には、発行登録書の写し（訂正発行登録書の写しを含む。）を提出するものとする。
- (6) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の金融商品取引所の規則に定める立会外分売であつて、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。
- (7) 第7号に規定する指定振替機関として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。
- (平成6.10.1、8.4.1、9.1.1、9.6.1、10.12.1、11.2.1、12.4.1、12.7.1変更、13.4.1 1を1の2に繰下、13.10.1、14.4.1、14.6.17、15.4.1、17.3.7、18.5.1、19.9.30、21.1.5、26.1.23、27.5.1変更)
- 2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係
- (1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。
- a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、開示府令第8条第2項第1号に規定する「第2

号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該会社分割がその効力を生ずる日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第4号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）若しくは同項第3号に規定する「第2号の6様式」（「第二部」、「第三部」及び「第五部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」若しくは「第2号の6様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）又は「第7号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」又は「第7号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第4号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

bの2 最近2年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しない

ものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。(3) f 及び g の(a)並びに9 aにおいて同じ。)

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。(3) f 及び g の(a)において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

d 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして当取引所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。）になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」のうち当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の当取引所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の当取引所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）についても記載するものとする。

(注) c 及び d の規定については、当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

d の 2 b の規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合（同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると当取引所が認める場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、次の(a)又は(b)に掲げる書類とする。

(a) 法第5条第8項に規定する書類

(b) b の規定により記載すべき事項であって前(a)に掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面

- e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成するものとする。
- f 新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、aから前eまでの規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、株券上場審査基準第6条第1項第1号a（同条第2項第1号による場合を含む。）に規定する公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。
- g 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」は、当取引所が定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領」により作成するものとする。ただし、新規上場申請者が、他の金融商品取引所の上場会社である場合には、当該記載事項中一部を省略することができるものとする。
- h 株券上場審査基準の取扱い2(5)mの(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、株券上場審査基準第4条第1項第6号に規定する利益の額及び同項第7号に規定する売上高を算定する場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該書類を添付するものとする。
- (2) 第8号bに規定する「書面」は、当該有価証券の上場に関し正当な権限を有する者について取締役会において決議したことを証する書面をいう。ただし、定款等に正当な権限を有する者についての定めがある場合は当該定款等の写しで足りるものとする。
- (3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、dからgまで、j及びmに規定する書類については、添付を要しない。
- a 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し
- b 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及びその添付書類の写し
- c 新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約（以下このcにおいて「許認可等」という。）をいう。以下このcにおいて同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書面
- (a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項
- (b) 当該許認可等の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限
- (c) 当該許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由
- (d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨
- d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近2年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等（四半期連結損益計算書及び四半期連結

包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。)若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

- d の 2 新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類

2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

- e 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

- e の 2 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受けの対象となる部門に係る財務計算に関する書類

各2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

- e の 3 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

- f 新規上場申請者又はその子会社が最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載又は添付されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

各2部

- g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。)には、当該(a)から(d)までに定める書類(当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

2部

(a) 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

- (b) 会社の分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の分割を除く。9 aにおいて同じ。）
- イ 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類（分割等の直前事業年度に係るものに限る。）
- この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。
- ロ 分割により承継される事業の概況及び分割の理由等を記載した当取引所所定の「上場申請のための会社分割概要書」
- (c) 子会社化又は非子会社化
- 子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した当取引所所定の「上場申請のための異動子会社に関する概要書」
- (d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。9 aにおいて同じ。）
- イ 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った事業年度の直前事業年度に係るものに限る。）
- この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。
- ロ 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した当取引所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」
- （注） d から g までの規定については、当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。
- h 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、特別利害関係者（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第14条第1項に規定する「特別利害関係者」をいう。）の一覧表
- i 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第14条第3項に規定する「人的関係会社」をいう。）及び資本的関係会社（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第14条第4項に規定する「資本的関係会社」をいう。）の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的関係会社の役員名簿
- j 当取引所所定の「株式の分布状況表」
- この場合において、会社法又は振替法の規定により基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。以下同じ。）を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式の数について株券上場審査基準の取扱い2(1) b及びdに定めるところにより取り扱うとき並びに上場申請に係る株券の公募又は売出しについて同取扱い2(1)の2に定めるところにより取り扱うときは、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。

- k 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、従業員名簿
- l 株券上場審査基準第4条第1項第9号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し
- m 上場申請に係る有価証券が国内の金融商品取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料
- n 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法803条第1項に規定する書面の写し
- o 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類
- (a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の招集通知及びその添付書類の写し
  - (b) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款
  - (c) 保険業法第87条第1項に規定する書類の写し
- p 新規上場申請者が指名委員会等設置会社であって、会社法第416条第4項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面
- pの2 新規上場申請者が監査等委員会設置会社であって、会社法第399条の13第5項に基づき取締役委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面
- q 新規上場申請者が親会社等（親会社、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。
- (a) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合
  - (b) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券等の発行者であり、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合
- r 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあっては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い7に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）



- s セントレックスへの新規上場申請者は、次の書類
- (a) 新規上場申請者に係る次に掲げる事項を記載した書類（当該事項について記載されたパンフレットその他の既存の書類がある場合には、当該書類をもって代えることができる。）
- イ 事業の内容
- ロ 今後の事業計画
- ハ 特別利害関係者等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第31号イ、ロ及びハに規定する者をいう。）との取引の内容
- ニ 業界及び取引先の状況
- (b) 最近2事業年度における連結子会社に関する決算報告書
- (c) 最近2事業年度に合併を行っている場合には、当該事業年度における被合併会社の財務諸表等（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）
- (d) 株券上場審査基準第6条第1項第1号aただし書の規定の適用を受ける場合は、上場申請に係る株券の評価額に関する資料
- (4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、添付を要しないものとし、セントレックスへの新規上場申請者については、aからdまで、e及びjに規定する書類の添付を要しないものとする。
- a 最近5年間において株主あてに通知した年次報告書の写し 各2部
- b 最近2年間において株主あてに通知した半期報告書及び四半期報告書の写し 各2部
- c 最近2年間において内閣総理大臣等に提出した有価証券報告書、年次報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書の写し（a及び前bにより提出されるものと同じ書類である場合を除く。） 各2部
- d 最近2年間において内閣総理大臣等に有価証券の募集又は売出しに関する届出を行っている場合には、有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）の写し 各2部
- dの2 前(3)cに規定する書面
- e 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。）で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部
- f 当取引所所定の「株主数状況表」
- g 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第24条に規定する会社の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面
- h 上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に関する計画について記載した書類
- i セントレックスへの新規上場申請者は、次の書類
- (a) 最近1年間において株主あてに通知した年次報告書の写し 2部
- (b) 最近1年間において株主あてに通知した半期報告書及び四半期報告書 各2部
- (c) 最近1年間において内閣総理大臣等に提出した有価証券報告書、年次報告書、半期報告書、四半期

報告書及び臨時報告書の写し（(a)及び前(b)により提出されるものと同じ書類である場合を除く。）

各2部

(d) 最近1年間において内閣総理大臣等に有価証券の募集又は売出しに関する届出を行っている場合には、有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）の写し

各2部

(e) 前(3) s の(a)から(d)までに規定する書類

(f) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第24条に規定する会社の代理人等を通じて同規則に基づき会社情報の適時開示等を適切に行う旨を確約した書面

j 上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(5) (1) c 及び(3) g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

(6) 第2項ただし書きに規定する当取引所が定める書類は、第7号a及び第9号aに掲げる書類とする。

(平成5.4.1、5.8.10、7.7.1、8.4.1、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.7.1、11.8.10、11.10.1、12.3.1、12.4.1、12.7.1、13.1.6、13.4.1、13.6.11、13.10.1、14.4.1、14.11.28、14.12.10、15.4.1、15.5.8、16.8.2、16.10.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.2.10、22.6.30、24.4.1、26.1.23、27.5.1、30.3.31、令和2.11.1、3.6.11変更)

### 3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」については、次のa及びbに定めるところによる。

a 「上場申請のための有価証券報告書」は、第1号から第4号までに掲げる新規上場申請者の場合にあつては、Iの部のみをもって成るものとし、第5号に掲げる新規上場申請者の場合にあつては、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、2(1) a から f までの規定に準じて作成するものとする。ただし、第5号に掲げる新規上場申請者の場合にあつては、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができる。

(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。

a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

b 2(3) a 及び1に規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社若しくは同項第3号に定める当該他の会社の親会社である場合又は同号に

規定する上場会社を完全子会社とする場合（新規上場申請者が外国会社である場合に限る。）であって、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

(3) 第2号bに規定する「本国」とは、原則として当該外国会社の設立された国をいうものとする。ただし、当該国を本国とすることが適当でない場合は本店、工場及び取引先の所在地等を勘案して当取引所がこれを決定するものとする。

(4) 第2号bに規定する「外国の組織された店頭市場」とは、当分の間、外国の店頭市場のうち、我が国の一般投資者が、その登録有価証券を取得することができると思われる店頭市場をいうものとする。

(5) 第2号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、2(4)gに規定する書類をいうものとする。

(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。

a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

b 2(3)a及び1に規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d 株券上場審査基準第6条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社若しくは同項第3号に定める当該他の会社の親会社である場合又は同号に規定する上場会社を完全子会社とする場合（新規上場申請者が外国会社である場合に限る。）であって、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

(7) 第5号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、2(3)jに規定する書類をいうものとする。

(平成10.1.1追加、10.4.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、11.11.10、13.4.1、14.4.1、15.4.1、15.5.8、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.11.9、23.8.1、24.4.1、26.1.23、26.3.31変更)

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。）に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11(1)及び(2)に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同取扱い11(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 第1号に規定する「執行役の決定」には、日常業務等の決定を含まないものとする。

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号、第3条及び第5条から第7条までに規定する場合をいうものとする。

(3) 第8号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとし、当該a又はbに定めるところに従い当取引所に提出するものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し 開催後遅滞なく

b 相互会社から株式会社への組織変更について内閣総理大臣等の認可を受けたことを証する書面 認可を受けた後遅滞なく

(平成7.1.4、8.1.1、9.10.1変更、10.1.1 3を4に繰下・変更、11.9.1、13.4.1、13.6.11、14.4.1、15.4.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、27.5.1変更)

5 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。

(2) 新規上場申請者が外国会社（四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) 第1号から第3号までの規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合には、第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表を提出するものとする。この場合において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(平成8.4.1変更、10.1.1 4を5に繰下・変更、10.3.1、11.8.10、12.7.1、13.4.1、15.2.10、17.6.20、18.5.1、20.4.1、24.6.8、26.1.23、26.11.28変更)

6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半

期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a 第1号に掲げる財務書類が、2(1)eの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

b aの規定にかかわらず、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(2(1)dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。)

aの2 2(1)bの2に規定する財務諸表又は連結財務諸表

b aの規定にかかわらず、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

(平成7.1.4、8.1.1、8.4.1変更、10.1.1 5を6に繰下・変更、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.10.1、12.7.1、13.4.1、14.4.1、15.4.1、15.5.8、16.8.2、17.6.20、18.5.1、20.4.1、21.11.9、22.6.30、24.4.1、令和2.11.1変更)

#### 7 第3条(新規上場申請手続)第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) 「監査概要書」は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。

(2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「四半期レビュー概要書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

(4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前6(1)の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(平成5.1.4、7.1.4変更、10.1.1 6を7に繰下・変更、11.2.1、11.8.10、12.7.1、13.1.6、13.4.1、15.4.1、17.6.20、

20. 4. 1変更)

7の2 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(5)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(5)までに定める書面を添付するものとする。

- (1) 2(1)cに規定する書類（新規上場申請者が外国会社である場合を除く。）、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載される財務諸表等のうち2(1)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2(3)fに規定する書類（合併主体会社の財務諸表等に限る。）

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2430による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

（注）合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

- (2) 2(3)dに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針3700による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

- (3) 2(3)dの2並びに3(2)c及び(6)cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2431による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

- (4) 2(3)e及びeの3に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

- (5) 2(3)eの2又はgの(b)イ若しくは同(d)イに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める保証業務実務指針2431による基準その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面

（平成13. 4. 1追加、14. 4. 1、15. 5. 8、17. 6. 20、18. 5. 1、21. 11. 9、令和3. 6. 11変更）

8 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

- (1) 第12項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a 定款（新規上場申請者が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。）  
b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2(1)bの2、c若しくはhの規定により添付される書類を含む。）

- (2) 新規上場申請者（外国会社を除く。）による前(1)aに掲げる書類の提出については、当該書類に記載さ

れた内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとする。

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a (1)に規定する書類
- b 第5項第2号に規定する書類
- c 第6項に規定する書類
- d 2(3)dからgまで及び2(4)eに規定する書類（前7の2の規定により添付される書類を含む。）
- e 2(3)oの(b)、q及びrに規定する書類
- f 2(4)a及びiの(a)に規定する書類
- g 3(2)aの規定により提出される書類（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）
- h 3(2)c及び(6)cの規定により提出される書類（株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号に規定する他の会社が承継する営業に係る書類に限る。）
- i 4の規定により提出される書類（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

(平成8.4.1追加、10.1.1 7を8に繰下・変更、10.12.1、11.2.1、11.9.1、12.4.1、13.4.1、13.6.11、14.4.1、15.4.1、15.5.8、17.6.20、18.5.1、20.4.1、21.11.9、23.8.1、24.4.1、24.6.8、26.1.23、令和2.11.1変更)

#### 9 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

- a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。
- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

(平成5.8.10、6.10.1、8.1.1変更、8.4.1 7を9に、10.1.1 9を10に繰下・変更、10.12.1 10を9に繰上・変更、11.2.1、11.8.10、12.4.1、12.7.1、13.4.1、13.10.1、14.2.1、14.4.1、15.4.1、18.5.1、24.4.1変更)

#### 10 第6条（上場審査料）関係

(1) 第6条に規定する当取引所が定める金額は、100万円とする。ただし、次のaからcまでのいずれかに該

当する場合には、その半額とする。

- a 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項に規定する上場株券に係る上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合
- b 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合
- c 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

(1)の2 上場審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者が外国又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

(2) 上場審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする。

（平成8.4.1 9を11に繰下、10.1.1 11を12に繰下・変更、10.12.1 12を11に繰上・変更、11.1.1変更、11.2.1 11を10に繰上・変更、13.4.1、14.4.1、15.4.1、17.6.20、23.8.1、24.4.1変更）

#### 10の2 第7条の2（予備申請）関係

前10の規定は、第4項の予備審査料について準用する。

（平成13.4.1追加、17.6.20、24.4.1変更）

#### 10の3 第7条の4（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

- (1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第2号に規定する「当取引所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうちIの部をいうものとする。
- (3) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

（平成17.2.1追加、17.6.20、20.4.1、21.11.9、22.6.30、26.1.23変更）

#### 10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(2)及び(6)にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。）を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。）
- (2) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則別添「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項（同規則第31条の3に規定する同別添の各原則を実施しない理由を含む。）
- (3) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由
- (4) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (5) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関



する内容を含む。)

(6) 独立役員（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）

- a 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）であった者を含む。）
- b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含む。）
- c 過去に当該会社の兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者であった者
- d 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- e 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- f 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）
- g aから前fまでに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）
- h 当該会社の取引先又はその出身者（業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。）
- i 当該会社の出身者が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。）である場合の当該他の会社の出身者
- j 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。）

(7) その他当取引所が必要と認める事項。

(平成18.3.1追加、21.11.9、22.2.10、24.6.8、27.5.1、27.6.1、令和2.2.7変更)

11 第8条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、セントレックス上場銘柄である場合にはその旨及び上場年月日

(平成8.4.1 10を12に、10.1.1 12を13に繰下、10.12.1 13を12に、11.2.1 12を11に繰上、13.10.1、15.4.1、18.5.1、21.1.5変更)

12 第9条（新株券等の上場申請）第1項関係

第1項に規定する「当取引所が定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

- (2) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の募集又は売出しの条件に関する事項
  - (3) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の所有者別及び所有数別の分布状況
  - (4) 上場申請に係る株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項
  - (5) 発行日取引による上場を申請する場合にはその旨
- （平成5.4.1、6.2.10変更、8.4.1 11を13に繰下、9.10.1変更、10.1.1 13を14に繰下・変更、10.12.1 14を13に繰上・変更、11.2.1 13を12に繰上、11.8.10、12.3.1、14.4.1、21.1.5、21.11.9、30.3.31変更）

12の2 第9条（新株券等の上場申請）第2項関係

第2項に規定する上場申請の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、あらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。
- (2) 上場外国会社は、株式買取権証券の発行及びストック・オプションの付与又はこれに類するものの付与を決議した場合その他の新たに発行される外国株券について発行の都度上場申請を行うことが困難な場合には、当該株式買取権証券の買取権の行使等によって発行することとなる外国株券の数について、原則として、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る外国株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

（平成21.1.5追加、令和2.11.1変更）

13 第10条（同一種類の新株券等の上場）関係

- (1) 第1号に規定する「当取引所が定めるもの」とは、有償株主割当により新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。
  - a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。
  - b 株式数が4,000単位以上であること。
  - c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
- (2) 第2号に規定する「当取引所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来するものについては、aに適合することを要しない。
  - a 株式数が2,000単位以上であること。
  - b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
  - c 上場株券と権利関係が同一となると見込まれること。

（平成5.4.1、6.2.10変更、8.4.1 12を14に繰下、9.10.1変更、10.1.1 14を15に繰下、10.12.1 15を14に繰上・変更、11.2.1 14を13に繰上、12.7.1、13.1.6、13.10.1、14.4.1、16.10.1、17.6.20、17.8.8、18.5.1、21.1.5、令和2.11.1変更）

13の2 第10条の2（全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の上場基準）関係

第10条の2に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号のいずれにも適合することをいう。

- (1) 株券上場審査基準第4条第1項第9号から第12号まで（外国株券にあつては同条第2項第2号及び第3号とする。）に適合する見込みがあること。
- (2) 上場の時において、株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」並びに同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあること。

（平成21.1.5追加、21.11.9変更）

### 13の3 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係

(1) 第1項第1号に規定する「当取引所が定める基準」とは、次のaからeまでに定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合することをいう。

- a 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。
- b 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること。
- c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
- d 新株予約権証券の数が2,000単位以上であること。
- e 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

(2) 上場会社は、第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次のa又はbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める書面を提出するものとする。

- a 第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合  
取引参加者が作成した当取引所所定の「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」
- b 第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合  
当取引所所定の「株主の意思確認の結果について記載した書面」

(3) 株券上場審査基準の取扱い2(5)aからhまで及びjからmまでの規定は、第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

(4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次のa及びbに定めるところによる。

- a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等規則第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。）を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規

則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

b 第1項第3号bにおいて、純資産が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの純資産を審査対象とする。

(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

a 次の(a)から(e)までに該当しないこと(コミットメント型の場合を除く。)

(a) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、株券上場廃止基準第5条の規定により監理銘柄に指定されている場合又は同基準第6条の規定により整理銘柄に指定されている場合

(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合

イ 株券上場廃止基準第2条第1項第1号、第2号a若しくはb、第3号又は第4号に定める期間内にある場合(同条第3項第4号の規定による場合を含む。)

ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合(同条第3項第4号、同基準第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号の規定による場合を含む。)

ハ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第4号の2に定める期間内にある場合(同条第3項第1号の規定による場合を含む。)

ニ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定により特設注意市場銘柄に指定されている場合

(c) 新株予約権証券が、第1項第2号bに規定する手続きを経て発行される場合において、次のイ又はロに掲げる場合その他の新株予約権証券の発行者である上場会社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと認められるとき。

イ 新株予約権証券の権利行使に伴い上場会社が調達する資金の用途に関して、特別の利益を有していると認められる主要株主である取締役又は支配株主を除く株主(意思表示を行った者に限る。)の過半数の同意を得られていないとき。

ロ 割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主を除く株主(意思表示を行った者に限る。)の過半数の同意を得られていないとき。

(d) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合

- (e) その他(a)から前(d)までに規定するものに準ずる状態と認められる場合
  - b 新株予約権証券の権利行使の制限を行う場合においては、当該制限を行う必要性及び相当性が認められること。
  - c その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。
- (6) 新株予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって当取引所が定める日から、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって当取引所が定める日までとする。
- (平成21.1.5追加、22.2.10、22.6.30、24.4.1、26.11.28、27.4.1、28.4.1、30.3.31変更)

14 第11条（変更上場申請）関係

第1項本文に規定する変更上場申請の取扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株式の併合を行う場合には、あらかじめ変更上場申請を行うものとする。
- (2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場申請を行うものとする。この場合において、当取引所は、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数について当該上場会社からの通知を受け確認したときは、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場申請を行うものとする。
- (3) 上場外国会社は、記名株式及び無記名株式間の転換等により上場株式数を変更する場合には、遅滞なく変更上場申請を行うものとする。

(平成6.10.1追加、8.4.1 13を15に繰下、9.6.1変更、10.1.1 15を16に繰下、10.12.1 16を15に繰上・変更、11.2.1 15を14に繰上、13.10.1、14.4.1、15.4.1、17.6.20、18.5.1、21.1.5、令和2.11.1変更)

15 第12条の2（上場市場の変更）関係

- (1) 第4項に規定する「当取引所が定める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとする。
  - a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部
  - b 第3条第2項第1号、第6号及び第8号並びに2(3)jに掲げる書類に準ずる書類
- (2) 前(1)aに掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次のa及びbに定めるところによる。
  - a 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場市場の変更審査のため適当と認める書類から成るものとする。
  - b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。
  - c 2(1)bの2及び6(3)aの2の規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、2(1)bの2中「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

(平成15.4.1追加、17.6.20、18.5.1、21.1.5、21.11.9、24.4.1変更)

16 第12条の3（上場市場の変更審査料）関係

- (1) 第12条の3に規定する「当取引所が定める金額」は、50万円とする。ただし、第12条の4の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った上場株券について、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請を行おうとする日の属する事業年度（上場市場の変更申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度）に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。
  - (2) 上場市場の変更審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算（上場市場変更申請者が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。
  - (3) 上場市場の変更審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- (平成15.4.1追加、17.6.20、24.4.1変更)

16の2 第12条の4（予備申請）関係

前16の規定は、第4項の上場市場の変更予備審査料について準用する。

(平成24.4.1追加)

17 第12条の6（申請によらない上場市場の変更）関係

- (1) 上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）がセントレックスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして当取引所が定める行為を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、セントレックスへの上場市場の変更を行うものとする。
- (2) セントレックスの上場会社が上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）の吸収合併又はこれに類するものとして当取引所が定める行為を行った場合で、当該セントレックスの上場会社の実質的な存続会社でないと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日に、当該セントレックスの上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、セントレックスからの上場市場の変更を行うものとする。
- (3) 株券上場廃止基準の取扱い1(8)aの規定は、(1)及び前(2)の当取引所が定める行為について準用する。この場合において、(1)の当取引所が定める行為については、同取扱い1(8)a中「非上場会社」とあるのは「セントレックスの上場会社」と、前(2)の当取引所が定める行為については、同取扱い1(8)a中「非上場会社」とあるのは「上場会社（セントレックスの上場会社を除く。）」と読み替えるものとする。

(平成15.4.1追加、21.11.9変更)

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

- (1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a 当取引所所定の「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は振替法の規定により基準日等を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式の数について上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)e及びgにおいて準用する株券上場審査基準の取扱い2(1)b及びdに定めるところにより取り扱う場合は、「市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。

- b 最近2年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。

以下この18において同じ。)を起算日としてさかのぼる。以下この18において同じ。)に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類

- c 当取引所所定の「市場第一部銘柄指定審査に関する回答書」(当取引所が定める「市場第一部銘柄指定審査に関する回答書記載要領」により作成するものとする。) 2部
- d 上場会社又はその子会社が最近2年間に合併(上場会社とその子会社又は上場会社の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、合併当事会社(上場会社及びその子会社を除く。)すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(bの規定により提出する書類に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)
- e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、一部指定申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)
 

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書(直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。)を添付するものとする。
- f 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a 上場会社が外国持株会社になった後又は合併を行った後、直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)
- で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部
- b (1) a、b及びfに掲げる書類

(3) 第5項に規定する市場第一部銘柄である上場株券の市場第二部銘柄への指定替えの申請があった銘柄については、当取引所が当該銘柄の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを決定した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

(平成7.1.4追加、8.1.1変更、8.4.1 14を16に繰下・変更、8.11.1、8.12.1、9.10.1変更、10.1.1 16を17に繰下・変更、10.12.1 17を16に、11.2.1 16を15に繰上・変更、11.8.10、11.10.1、14.4.1、14.12.10変更、15.4.1 15を18に繰下・変更、16.8.2、17.6.20、17.8.8、18.5.1、19.3.15、20.4.1、21.11.9、24.4.1変更)

#### 18の2 第13条の2(市場第一部銘柄指定審査料)関係

- (1) 第1項に規定する「当取引所が定める金額」は、100万円とする。ただし、第13条の3の規定に基づき一部指定の予備申請を行った上場株券について、上場株券の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定の申請を行おうとする日の属する事業年度(一部指定の申請を行おうとする日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度)に一部指定の申請を行う場合には、市場第一部銘柄指定審査料を支払うことを要しない。
- (2) 市場第一部銘柄指定審査料は、消費税額及び地方消費税額を加算(新規上場申請者が外国又は外国法人

である場合を除く。)して支払うものとする。

(3) 市場第一部銘柄指定審査料の支払いは、本邦通貨によるものとする。

(平成17.6.20追加、24.4.1、令和2.11.1変更)

#### 18の3 第13条の3 (一部指定の予備申請) 関係

前18の2の規定は、第4項の一部指定の予備審査料について準用する。

(平成24.4.1追加)

#### 19 第16条 (申請によらない上場廃止) 関係

第2項に規定する「当取引所が定める金額」は、50万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算(上場会社が外国会社である場合を除く。)して支払うものとする。

(平成12.3.1追加、14.4.1変更、15.4.1 16を19に繰下、17.6.20変更)

#### 20 第20条 (日本語又は英語による書類の提出等) 関係

(1) 第1項第2号に規定する「当取引所が指定する書類等」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章(これらの特例を含む。)の規定に基づく会社情報の開示に係る資料及び当取引所がその都度日本語によることを必要と認めた書類等をいうものとする。

(2) 当取引所所定の様式が日本語である場合における第1項第2号の規定に基づき英語により記載する書類の様式は、当該日本語による様式と同一の内容を英語により記載したものとする。

(3) 当取引所に提出する書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。

(4) 前(3)に規定する訳文のうち、当取引所が必要と認めるものについては、その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。

(5) 第2項に規定する「当取引所が指定する外国為替相場」は、原則として、提出日の最近日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

(平成6.10.1 13を14に、7.1.4 14を15に、8.4.1 15を17に、10.1.1 17を18に繰下、10.12.1 18を17に、11.2.1 17を16に繰上、12.3.1 16を17に繰下・変更、14.4.1変更、15.4.1 17を20に繰下、17.6.20、21.11.9変更)

#### 21 第23条 (テクニカル上場時の引継ぎ) 関係

第23条に規定する「当取引所が定める規定」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条から第51条まで

(2) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はb(同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。)

(3) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2(同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。)

(4) 株券上場廃止基準の取扱い1(11)a及びb(同基準第2条第3項第4号若しくは第2条の2第1項第5号又は第3項第2号の規定による場合を含む。)

(5) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2(同基準第2条の2第3項第1号の規定による場合を含む。)

(平成21.11.9追加、25.9.13、26.1.23、26.5.31、30.3.31変更)

付 則



- 1 この改正規定は、昭和62年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令」（昭和62年大蔵省令第2号。次項において「新令」という。）の施行の日以後に上場申請する新規上場申請者から適用する。
- 3 上場申請日前に有価証券報告書を提出している新規上場申請者で、最近事業年度に係る有価証券報告書を新令による改正前の届出省令第3号様式又は第4号様式により提出しているものが提出する「上場申請のための有価証券報告書」の作成については、なお従前の例による。
- 4 改正前のこの取扱いの規定により作成した「上場申請のための有価証券報告書」又は「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表に添付する監査報告書又は中間監査報告書については、改正後の5(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 付則第2項の規定にかかわらず、昭和63年3月末日前が上場申請日の直前事業年度の末日となる新規上場申請者に対しては、別添I 1.の適用については、株主資本（純資産）の額の影響度を除いて適用し、合併に係る影響度以外の影響度を算出する場合の同I 2.の適用については、同I 2.本文中「10%以上」とあるのを「20%以上」と読み替える。

付 則

- 1 この改正規定は、平成5年8月10日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の提出する上場申請のための有価証券報告書については、改正後の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。ただし、14(3)の改正規定は、同年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3の規定は、この改正規定施行の日以後に合併契約を締結する新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の13及び16の規定は、この改正規定施行の日以後に合併契約を締結する本所の上場有価証券の発行者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。ただし、改正後の11(3)の規定は、平成11年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 平成12年2月末日以前に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者が記載する連結財務諸表等については、改正後の6(2)aの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年8月10日から施行する。
- 2 改正後の2(2)の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度を上場申請日の直前事業年度及び連結会計年度とする新規上場申請者から適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度を上場申請日の直前事業年度及び連結会計年度とする新規上場申請者については、なお従前の例による。た

だし、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度を上場申請日の直前事業年度及び連結会計年度とする新規上場申請者について適用することができるものとし、当該新規上場申請者が企業内容等の開示に関する省令の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第15号）改正附則第2項ただし書又は第3項ただし書の規定により同令による改正後の開示省令第2号様式から第2号の4様式まで、第3号様式若しくは第7号様式から第8号様式までの様式により作成した有価証券届出書又は有価証券報告書を大蔵大臣等に提出している場合は、当該新規上場申請者から適用するものとする。

付 則

この改正規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年6月11日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下「商法等改正法」という。）による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第212条の2第1項又は商法等改正法の規定によりなお効力を有する株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号。以下「旧消却特例法」という。）第3条第1項の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者は、旧商法第212条の2第1項又は旧消却特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式の数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において旧商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合又は当該定時株主総会後に旧消却特例法第3条第1項の規定による取締役会の決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を、有価証券上場規程に関する取扱い要領1の2(3)の規定に準じて有価証券上場申請書に記載するものとする。
- 3 改正後の14(1)の規定にかかわらず、商法等改正法附則第2条又は第24条の規定によりなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債

は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、2(2)dの2の改正規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第47号)の施行の日から施行する。

(注)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第47号)の施行の日」は、平成14年11月28日

付 則

この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査概要書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。
- 2 改正後の2(2)の規定の適用は、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日以後に上場申請を行う場合に適用し、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日前に上場申請を行う場合(第2号に掲げる者が同号に定める日前において、上場申請を行う場合であって、当該者が企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第28号)による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式により上場申請に係る公募又は売出しの有価証券届出書を作成することを予定しているときを除く。)については、なお従前の例による。

(1) 平成15年4月1日において既に有価証券報告書を提出している新規上場申請者

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式に基づく有価証券報告書を提出した日

(2) 前号に掲げる者以外の新規上場申請者

平成16年7月1日

付 則

この改正規定は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者、セントレックスからの上場市場の変更を申請する者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成

16年法律第88号) による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年3月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割により追加して発行される新株券については、改正後の13の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 施行日において現に上場会社である会社は、改正後の10の4に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第

7条の5に規定する報告書を、平成21年12月30日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 改正後の10の4(2)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の10の4(1)から(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月31日までに（同日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあつては、当取引所が新規上場を承認する日に）当取引所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の10の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の10の4(1)から(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の10の4(5)の規定は、施行日以後に内国株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 7 施行日前に内国株券の新規上場を申請した者は、改正後の10の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく（当該定時株主総会の日までに当取引所が新規上場を承認していない場合にあつては、当取引所が新規上場を承認する日に）当取引所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 8 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、改正後の10の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の5に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該発行者は、当該報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2、3及び9、の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う者から適用する。

3 改正後の15、16及び16の2の規定は、施行日以後にセントレックスからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

4 改正後の18の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。

2 改正後の10の4(5)の規定は、この改正規定施行の日以後に株券の上場を申請する者から適用する。

3 上場内国株券の発行者は、改正後の10の4に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成24年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとする。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注)「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注)「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成26年11月28日から施行し、この改正規定施行の日以後に上場申請を行う者から適用する。

2 前項にかかわらず、改正後の13の3(6)の規定は、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行の日以後に上場申請を行う者から適用することとし、当該施行の日より前の日に上場申請を行う者についての新株予約権証券の上場期間の取扱いは、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

2 改正後の10の4(2)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に新規上場を申請する者から適用する。ただし、新規上場日が施行日以後最初に到来する定時株主総会の日から起算して6か月を経過する日の前日までの日である場合は、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和3年6月11日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、財務計算に関する書類に添付する書面が施行日以前に発行されている場合その他当取引所が適当と認める場合は、改正前の規定に定める書面を添付することができる。

(変更)

[昭和59.11.29、62.5.1、63.6.1、63.10.1、平成1.4.1、3.3.1、5.4.1、5.8.10、6.2.10、6.10.1、7.1.4、7.7.1、8.1.1、8.4.1、8.11.1、8.12.1、9.1.1、9.6.1、9.10.1、10.1.1、10.3.1、10.4.1、10.12.1、11.2.1、11.7.1、11.8.10、11.9.1、11.10.1、11.11.10、12.3.1、12.4.1、12.7.1、13.1.6、13.4.1、13.6.11、13.10.1、14.2.1、14.4.1、14.6.17、14.11.28、14.12.10、15.2.10、15.4.1、15.5.8、16.8.2、16.10.1、16.12.13、17.2.1、17.3.7、17.6.20、17.8.8、18.3.1、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.2.10、22.6.30、23.8.1、24.4.1、24.6.8、25.9.13、26.1.23、26.3.31、26.5.31、26.11.28、27.4.1、27.5.1、27.6.1、28.4.1、30.3.31、令和2.2.7、2.11.1、3.6.11]

別添

新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

(平成12.7.1変更)

2(1)c及び同(3)gに規定する「重要な影響」については、Iに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(IIに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

I I 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡(以下この別添1において「合併等」という。)に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表(合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。)における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1. 合併に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{合併主体会社以外の合併当事会社(新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社)の総資産額}}{\text{合併主体会社(新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者)の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2. 分割に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{分割の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額}}{\text{分割前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3. 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{事業の譲受け又は譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額}}{\text{事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度



前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4. 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{子会社となった会社又は子会社でなくなった会社の総資産額}}{\text{子会社化又は非子会社化前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5. 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

$$\frac{\text{合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額、分割により承継する部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲受けの対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社となった会社の総資産額}}{\text{合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）又は新規上場申請者の総資産額} + \text{分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化に係る影響度は、3. 又は前4. の算式により計算する。

6. 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資産の額、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

(追加)

[昭和62.5.1]

(変更)

[平成8.1.1、8.4.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、13.4.1、15.5.8、17.6.20、18.5.1、21.11.9、令和3.6.11]